

令和4年第6回教育委員会会議定例会 議事録

午後 1時30分開会

1 日 時 令和4年6月23日(木)

午後 2時40分閉会

2 場 所 人権センター 1階 会議室

3 出席者 高田教育長, 浅野教育長職務代理者, 竹下委員, 西川委員, 有田委員,  
平田委員

4 説明員 沖本教育次長兼総務学事課長, 富本人事管理担当課長,  
大橋教育指導担当課長, 堀川文化生涯学習課長,  
山口総務学事課教育総務係長, 中川事業調整監,  
木原総務学事課教育総務係主任

5 会議事件

付議案件

議案第20号 竹原市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

議案第21号 竹原市特別支援教育相談委員会委員の委嘱について

議案第22号 竹原市特別支援教育相談委員会推進員の委嘱について

議案第23号 竹原市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について

議案第24号 令和5年度使用教科用図書採択基本方針について

議案第25号 定例市議会に提案される教育委員会関係の議案について

(令和4年度教育委員会関係補正予算案)

報告・協議 竹原市立学校適正配置計画について

○高田教育長 ただいまから, 令和4年第6回竹原市教育委員会会議定例会を開会いたします。お諮りいたします。議案第25号及び報告・協議は成案になる前の内部検討の段階であるため, 非公開とすることに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。

職務代理者

○竹下委員           はい。

○西川委員           はい。

○有田委員           はい。

○平田委員           はい。

○高田教育長           御異議なしと認めます。議案第25号及び報告・協議は成案になる前の内部検討の段階であるため、非公開とすることに決定しました。はじめに、議案第20号「竹原市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○沖本教育次長  
兼 課 長           議案第20号「竹原市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」でございます。議案書1ページをご覧ください。竹原市学校給食センター設置条例第4条の規定により竹原市学校給食センター運営委員会委員に委嘱することについて、教育委員会の承認を求めるものでございます。次のページ、承認を求める方の名簿をご覧ください。各学校の校長とPTA代表、本市を管轄する保健所代表といたしまして、広島県西部東保健所生活衛生課主幹、学校医といたしまして米田小児科医院院長、教育長、学校給食センター所長となっております。任期につきましては、令和4年7月1日から令和5年6月30日まででございます。これまで委嘱していた委員の任期につきましては、例年5月末までとしておりましたが、PTA代表の委員につきまして、年度が始まってすぐに決まらないということもございまして、今年度から任期を7月1日から翌年6月30日に見直すことといたしますので、ご了解のほどよろしく申し上げます。当該委員会につきましては、定期的なものとして、年1回開催し、給食会計の予算・決算、給食費の額とそれに関する事、安全・衛生管理に関する事、給食センターの設備改修に関する事、食育に関する事などを審議しております。学校現場や保護者、専門的見地から御意見を伺いながらよりよい学校給食の実施に活かしていくこととしております。

○高田教育長           これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○高田教育長           お諮りいたします。議案第20号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○浅野教育長           はい。

職務代理者

○竹下委員            はい。

○西川委員            はい。

○有田委員            はい。

○平田委員            はい。

○高田教育長           御異議なしと認めます。よって、議案第20号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続いて、議案第21号「竹原市特別支援教育相談委員会委員の委嘱について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○大橋課長            議案第21号「竹原市特別支援教育相談委員会委員の委嘱について」でございませう。議案書8ページをご覧ください。竹原市特別支援教育相談委員会委員の委嘱に係る委員会規則を載せております。第3条において、市内小中学校長及び特別支援学級担当教員、竹原地区医師会、民生委員、竹原市家庭相談員、竹原市福祉事務所長、竹原市教育委員会事務局職員及びその他必要と認める者の、22名以内の委員で組織するとされております。また、4条にあるとおり、委員の任期は1年間でございますので、今年度6月30日をもっての任期満了に伴い、その後任の委員を委嘱するものであり、再任することができるということになっております。9ページをご覧ください。昨年度委員としてお願いしていた方、今回新しく委員として委嘱をしていきたい方を名簿にしてお示ししております。昨年度と変更している者を中心にお伝えします。まず、小中学校等校長ですが、中学校等担当校長が、忠海学園の吉田校長から伊場田校長へ変更されました。また、小学校担当校長の中通小学校の田中校長が変更はありませんが会長となります。その他必要と認める者にあります、三原特別支援学校の峯本校長

が転勤されましたので、同校の松島校長へお願いしています。変更点は以上でございます。委嘱の任期につきましては、令和4年7月1日から令和5年6月30日までです。これから夏にかけて、認定こども園等、小学校・中学校及び義務教育学校の各所属から特別支援が必要だと思われる児童生徒について、意見書を提出していただき、それについて審議をし、相談委員会として教育長に答申をいたします。それを受けて、令和5年度の学級編成、あるいは介助をつけるかつかないか等を含めて、来年度に向けての体制づくりを考えてまいります。そのため、この時期から、委嘱させていただくと、新年度が始まっていくらかの対応をしていただきますので、来年度の6月30日までという任期になっております。これらの委員の職務といたしましては、この後審議をいただきます、各校の推進員が提出した審議対象の児童生徒について、資料をもとに、今後の方向性について審議を行い決定していきます。つまり、それぞれの個別の状況をもとに、委員の専門的な見地からご審議いただき、一人一人の子供の実態に応じた就学先や入級先、介助の要不要、通級指導等などについて一定の方向性について判断し、答申を出していただきます。

○高田教育長

これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○有田委員

忠海学園と中通小学校の校長が委員になっておられますが、毎年変わるのですか。

○大橋課長

毎年変わることもあります。校長先生方の役割の中で、特別支援学級に精通しておられるというところもあるのですが、そういう意味で小学校と中学校から一名ずつ出させていただいています。学校としては去年と同じ忠海学園と中通小学校で引き続いてということです。

○有田委員

今後、他の学校に変わるということもあるのですね。

○大橋課長

もちろんあります。

○有田委員

8ページの規則第3条第2項第7号のその他必要と認める者の基準について教えてください。

○大橋課長            その他必要と認める者については、竹原市の状況であつたり子供たちや家庭の状況をよく知っておられるような関係機関と密に連携をしながら審議をしていくという意味もありますので、そこにありますように芸南学園や竹原市手をつなぐ育成会、去年から三原特別支援学校の校長先生にも入っていただき、より幅広い見地でいろいろな視点から審議をいただけるということを視点を据えてこの者を入れています。

○平田委員            特別支援教育相談委員会は任期が1年ということですが、年間に何回くらい、どのようなタイミングで会議が行われているのか教えてください。

○大橋課長            特別支援教育相談委員会は定期的に年間4回、8月、10月2回、11月に年度当初に決めて行います。なぜこの日程かと申しますと先ほど申し上げましたように、来年度に関して入級先であつたり、介助をどうするかであつたり、もちろん支援級をどうするかということがありますので、年をまたがず、11月終わりぐらいまでに、第4回を開いて答申をいただくという形にしております。第1回、第2回、第3回は主には審議をしていただいて、最後の4回の答申の時には方向性を出していただいたものを、教育長にお示しするということになっております。ただ、先ほど言われましたように、定期ではない部分もあります。子供たちはいろいろな障害がありますし、このタイミングで審議資料が出るかどうかということもあります。この後もありますので、そういった時には臨機応変に審議会自体を開くというより、資料を持ち回って委員さんに御意見をいただくという審議も何回か行っております。去年は定期を4回、持ち回りを10件ほど個別に行い、約100名くらいを審議しています。

○平田委員            持ち回り10件、大変ですね。定例4回の審議会の時には、9ページの委員さんが皆さん揃って会議をされているという状況でしょうか。

○大橋課長            はい、その通りです。

○高田教育長            お諮りいたします。議案第21号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。

職務代理者

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○有田委員 はい。

○平田委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第21号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続いて、議案第22号「竹原市特別支援教育相談委員会推進員の委嘱について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○大橋課長 議案第22号「竹原市特別支援教育相談委員会推進員の委嘱について」でございます。議案書9ページをご覧ください。続いて竹原市特別支援教育相談委員会推進員の委嘱について、承認を求めるものでございます。13ページをご覧ください。先ほど承認いただきました、特別支援教育相談委員会で審議をするための基本調査を行う者が推進員という位置づけでございます。この推進員につきましては、各所属に1名ずつ置くこととしております。本日お配りしました別紙をご覧ください。先ほどと同じように、旧委員と新委員を載せております。この推進員につきましては、各所属長がこの人を特別支援教育相談委員会の推進員として任命したいという者を挙げられたものでございます。認定こども園等につきましては年長クラスの担任や、園長先生になっております。小学校、中学校、義務教育学校におきましては、基本的には特別支援教育のコーディネーターや、特別支援学級の担任等が推進員になっております。ここに挙がっております推進員の職務といたしましては、各所属の幼児児童生徒の状況をとりまとめて、特別支援教育相談委員会にかけるための資料を作成し、提出するという動きになります。この資料につきましては、各自の診断書や検査結果などの根拠資料も含まれております。任期につきましては、令和4年7

月1日から、令和5年3月31日まででございます。認定こども園等については、年長クラスの担任、小学校、中学校、義務教育学校におきましては、基本的には特別支援教育のコーディネーターや、特別支援学級の担任等が推進員になっておりますので、人事異動の関係で3月31日までの委嘱となります。4月、5月、6月の間に転校して来たり、進級して大きく状況が変わるという場合もありますが、その場合には教育委員会事務局が学校と連携し、資料を作成し、持ち回らせていただきます。新旧委員は、先ほど申しあげましたように大乘から中央こども園、中に東野保育所がありますが、年長クラスの担任のところは今年度変わっております。大乘小学校から忠海学園はコーディネーターあるいは異動によって今回特別支援学級の担任になった先生というところで者が変わっております。

○高田教育長           これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○高田教育長           お諮りいたします。議案第22号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○浅野教育長           はい。

職務代理者

○竹下委員           はい。

○西川委員           はい。

○有田委員           はい。

○平田委員           はい。

○高田教育長           御異議なしと認めます。よって、議案第22号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続いて、議案第23号「竹原市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○堀川課長           議案第23号「竹原市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について」でございます。議案書14ページをご覧ください。本案は、竹原市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき設置している竹原市伝統的

建造物群保存地区保存審議会の委員の任期が令和4年6月30日をもって任期満了になるため、その後任委員を委嘱することについて教育委員会の承認を求めるものでございます。委員の職務は、主に、町並み保存地区の建造物の保存修理・修景事業を進めていくに当たり、専門的知見からの意見をいただく中で、必要な措置を実施していくものでございます。議案書16ページの下段の根拠法令をご覧ください。竹原市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第15条により、委員は、学識経験者、専門家団体代表者、その他教育委員会が認める者をもって組織し、教育委員会が委嘱することとなっております。委嘱しようとする委員を、16ページの表に掲載しています。今回、広島県建築士会東広島支部からの推薦により、新たに林康文氏を委嘱したいと考えています。林康文氏は、建築設計士として令和2・3年度には公益財団法人広島県建築士会の副会長をされ、元広島県職員であると伺っています。その他の委員につきましては再任を考えております。上村信行氏、広島大学助教で建築学、都市計画・建築計画が御専門です。梅谷承孝氏、町並保存会副会長、岸泰子氏、京都府立大学准教授で建築史、日本近世の歴史的建造物・町並の調査・保存・活用が専門でございます。橋本清勇氏、広島国際大学准教授で建築学、都市計画、建築計画がご専門でございます。藤田盟児氏、奈良女子大学教授で建築意匠学がご専門でございます。三藤芳輝氏、町並保存会会長で、これまでも町並保存会からは2名の推薦をいただいております。任期は令和4年7月1日から令和6年6月30日までの2年間となっております。

○高田教育長

これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○平田委員

こちらの審議会は年間に何回くらい開催されているのか、教えてください。

○堀川課長

定期的な会議の回数は決まっていないのですが、年に3件から4件、町並み保存地区の修理・修景事業を行っておりますので、その事業報告や修繕方法や進捗管理を行う上で、年に3回から4回開催しています。令和3

年度は、4回開催しました。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第23号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。

職務代理者

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○有田委員 はい。

○平田委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第23号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続いて、議案第24号「令和5年度使用教科用図書の採択基本方針等について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○大橋課長 議案第24号「令和5年度使用教科用図書の採択基本方針等について」でございます。22ページをご覧ください。ここには令和5年度使用、教科用図書の採択に関わる基本方針を示しております。この中で、教科用図書のうち、今回は学校教育法附則第9条第1項の規定による図書に係る採択基本方針を示しております。19ページをご覧ください。この採択基本方針は、昨年度も採択いただきました学校教育法附則第9条第1項の基本方針と、修正箇所はありません。教育委員会の承認を求めるものでございます。これまで同様、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援校並びに特別支援学級においては、教科用図書つまり教科書以外の教科用図書を使用することが出来るとなっているため、特別支援学級においては、一般図書も含まれます。今後、来年度から使用する教科用図書の採択に向け、それぞれの学校がこの基本方針を基に検定本、著作本、一般図書の中から個々の選定理由書を作成し、それをもとに選定作業に入ります。その際、20ページの2(2)「各学校は、教科書選定会議等を設置し、教科

用図書を種目ごとに選定するとともに、選定理由書を採択権者に提出する」となっております。今回、承認をいただきましたら、この採択基本方針に基づき、各学校がそれぞれの学校の選定会議等を経て、再度提出されたものを教育委員会会議に提出していく流れとなります。ここに示しておりますのが、学校教育法附則第9条第1項の規定に係る図書に関わるものであり、小学校及び中学校の通常級の教科用図書につきましては、基本的に令和3年度と同一の教科書を継続して使用しますので新たに採択替えをすることはありません。これは法律で、基本的には同一の教科書を4年間採択することとされておりますので、小学校及び中学校については、今回は対象になっていません。

○高田教育長           これより質疑に入ります。何か御質問はありますか。

○平田委員           19ページの採択基本方針の中の1（1）採択基本方針のエ 印刷・製本の状態というのは具体的にどのような研究・調査をされているのですか。

○大橋課長           エはわかりにくい研究の視点であると思います。アからウは、その個その個にあった一般図書で図鑑や絵本といったものも全て含まれますので、その内容がそれぞれの子供たちの実態に合っているかというところで、分量や表現の仕方を見て行きます。エの印刷・製本の状態というのは、教科書と同様の扱いになりますので、子供が扱いやすく手に持って耐えうるものかどうか、要するに紙が薄かったりリーフレットのようなものであった場合、それが本当に教科書の代わりとしてその個の学習状況に耐えうるかどうかということもあります。または拡大した差し込みがある絵本もありますので、そういったものに乱れがないか、先ほど言いましたように印刷がきちんとされていて、製本されていて本自体が一年間耐えうるかどうかということをして印刷・製本の状態としてみていきますので、調査・研究の視点としてあります。

○平田委員           使いやすさや利便性も含めての調査・研究ということですね。

○高田教育長           お諮りいたします。議案第24号は、原案のとおり承認することに御異

議ございませんか。

○浅野教育長 職務代理者 はい。

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○有田委員 はい。

○平田委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第24号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。以上で公開の議題は終了しました。これより非公開とします。

(非公開)

○高田教育長 本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。以上をもちまして令和4年第6回竹原市教育委員会会議定例会を閉会いたします。

令和4年6月23日 午後 2時40分閉会